# 瓦町駅前花壇外3花壇管理業務仕様書(案)

高松市都市整備局公園緑地課

- 1 本仕様書は、高松市が発注する花壇管理に関する業務に適用するものとし、本仕様書に明 示されていない事項については、本業務の契約書等に従い履行しなければならない。
- 2 履行に当たっては、この仕様書に記載されたもののほか、設計書、現場説明書(質問回答書)等各種指針・仕様書並びに関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。
- 3 設計図書への優先順位は、調査職員の指示する場合を除き、①設計図書に対する質問回答 書②仕様書とする。
- 4 受注者は、業務着手前に業務目的を履行するため必要な手順や工法等について、「業務計画 書」を作成し、調査職員に提出するとともに、その承認を得なければならない。
- 5 受注者は業務の履行に伴い、次に掲げる周辺地元住民への対応を行うこと。
  - ① 受注者は業務の履行に先立って、周辺地元住民に対し、事前に履行日時等及び業務の内容を十分周知し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
  - ② 受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき、又は交渉を要するときには、速やかに調査職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。
- 6 受注者は履行時に業務看板を設置しなければならない。受注者は、業務内容を示す看板、 その他作業現場に必要な注意看板、交通規制看板等を、通行者などが見やすい位置に設置す るものとする。
- 7 受注者は次のいずれにも該当する者のうちから業務責任者を選任しなければならない。
  - ① 受注者と直接的な雇用関係を有すること。
  - ② 1級若しくは2級造園施工管理技士の資格を有すること。
- 8 業務責任者は、作業中現場に常駐し、その運営及び管理を行う者とし、作業等に関し、受 注者の一切の権限を行使することができる。
- 9 業務の履行に当たっては、事故の防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等 が及ばないよう十分に注意しなければならない。また、作業員にはヘルメット・安全(反射)

ベスト・安全帯等の安全用具の着用を義務づけること。

- 10 設計図書の内容を変更する必要が生じた時は、調査職員の指示に基づき実施するものとし、 調査職員の指示があった場合には、変更に関する資料を作成し速やかに提出しなければならない。
- 11 受注者は、写真管理について次に示す項目について撮影し、整備・保管すること。
  - 1)作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前・作業中・作業後において同一の場所から撮影したもの
  - 2) 現場の看板や保安施設等の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
  - 3) 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- 12 受注者は業務委託完了時に業務の内容に応じて作成し、調査職員に1部提出すること。
- 13 作業内容

## ①花壇管理

### 草花植付け

- 1) 地拵え後の床土に植付ける(潅水・片付けを含む)。
- 2) 1 m<sup>3</sup>当たり植付け株数は、花壇・品種によって異なるので、設計図書を参照の上、その 都度調査職員の指示に従うこと。

# 人力除草

- 1) 既存植栽を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取除く。
- 2) 丈の高い雑草やつる性雑草は根元をよく確認して根ごと引き抜くこと。
- 3) 土はよくふるい落とすとともに既存植栽の根が浮き上がった場合はよく抑えて植え直す。
- 4) 除草後はきれいにならし清掃する。
- 5) 作業には空き缶等の障害物の撤去を含む。
- 6) 世話役は、作業員の輸送、作業の指示、記録等を行うものとする。
- 7) 作業に必要な用具及び処分に要する費用は含まれるものとする。
- 8) 作業に伴い必要な業務箇所の道路使用許可を受注者において申請すること。

# 地拵え

1) 植替え予定日の1週間以上前に行う。

2) 古株・雑草等を根から掘り起こして取除き処理した後、床土をシャベル等で15cm程度まで耕起してよく反転させ、大きいゴロやゴミは取除く。その後、凹凸のないように敷き均す。

#### 灌水工

- 1) 樹種及び現地条件等により灌水の有無があるので、設計書を参照の上、その都度調査職員の指示に従うこと。
- 2) 灌水の方法を決定するに当たっては、花壇の規模、立地条件、植物の性質、履行性、管理 性に考慮する必要がある。
- 3) 夏季の灌水時刻は日中の直射日光を避け、朝夕に行うこと。
- 4) 次の降雨時を予想して必要量を一定間隔で行うこと。
- 5) 植込地内に深く入って灌水を行う場合には、ホース等で樹木等を損傷させないよう注意すること。
- 6) 灌水で使用する水は松島公園、番町二丁目公園及び中津公園内の井水を使用のこと。<u>事前</u> に灌水日を調査職員に連絡し、井水使用量を記録すること。
- 7) 気象条件により数量(回数) が増減するので、その都度調査職員の指示に従うこと。
- 8) 灌水量の目安は100 /m<sup>2</sup>以上とするが、十分な量を履行し枯らさないよう管理すること。
- 9) 灌水に当たっては周りの交通状況に十分配慮し、トラブルのないよう実施すること。 病虫害駆除 (薬剤散布)
- 1)薬剤の使用に関しては、農薬取締法その他関係法令等及びメーカーで定めている使用安全 基準、使用方法を遵守する。また、作業はなるべく涼しく、利用者の少ない朝夕の時間を選 び、2~3時間で作業を交代する。
- 2) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、枝等の裏表両面に細かい水滴がつく 程度にむらなく均一に散布すること。ボタボタと水滴が落ちるほど散布してはならない。
- 3) 散布の際は、隣地家屋、住民、道路通行者、農作物、車両及び池や流の魚等に対する安全 を確認すること。<u>また、隣接する住民には薬剤散布をすることを事前に周知を行うとともに、</u> 併せて現地や対象樹木等にも立て看板等で表示を行う。 その後、噴霧液が作業者にかからな いよう、また吸入しないよう注意し、風下から風を背に受ける形で、風上に向かって歩くよ

うに散布すること。

- 4) 雨模様のときや、あまりに日照りが続いたとき及び薬液が飛散するおそれのあるときは、 作業を控えること。
- 5) 作業範囲を明確にし、バリケードやロープで囲い、作業関係者以外の立入りを禁止すること。
- 6) 作業を完了したときは速やかに調査職員に報告するものとし、その後の経過(概ね1週間) も確認すること。
- 7) <u>害虫の発生時期には各花壇を適宜巡回し、その拡大を防ぐように十分な対応を図ること。</u> 苗木

ジニアプロフュージョンダブルを植付けする場合は、ホットチェリー・チェリー・イエロー・ファイヤーを全体の4分の1ずつ用意すること。

## ② 発生残材処理について

原則として、抜根除草残材及び剪定残材は (株) エムケーインデ クト 成合リサイクルプ ラント に搬入し 処理することとする。なお処理の実施に当たっては、当該施設の規則及び、「廃棄物の処理及 び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、現場での発生材を現場に存置することなく、適正 に処理する。また、調査職員が別に定める報告書に、作業工程表に基づく処分量を記載し、提 出するものとする。なお、調査職員が別に指示する場合は、この限りではない。

### ③ その他

- 1)維持管理に当たっては、常に工区内をパトロールし、害虫の発生、潅水の必要の有無等現場状況を把握しておくこと。
- 2) 標準歩掛、市場単価により構成された単価について、業務箇所・現場条件等における作業 の難易度の補正は行わない。
- 3) 幹周り等の変更を申し出る場合は、履行前に確認を行い、調査職員の了解を受けること。
- 4)業務の進捗状況を把握するため、<u>毎月「業務履行報告書」を作成し、業務完了の翌月5日</u> までに調査職員に提出しなければならない。また、植替え、除草等作業の完了時には段階確 認を受けること。
- 14 本業務の作業日には、業務履行上交通誘導員が必要な箇所に常時1人以上の交通誘導警備

員を配置して一般交通や工事車輌等の誘導にあたるものとする。本業務では、昼間延べ2人、 夜間延べ0人の交通誘導警備員を予定している。

15 受注者は、交通切替又は交通の規制が必要な業務について、「業務計画書」のうち交通管理 を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者 と協議の上、作成しなければならない。

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に 基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を調査職員等に提出し、 確認を受けなければならない。

### 【交通誘導警備員の配置基準】

# (交通誘導警備員の資格等区分)

- ①…交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員また又は二級検定合格警備員
- ②…警備指導教育責任者資格証取得者
- ③…交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員(注2)

## (業務の区分)

特定の種別の警備業務(注1)

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数 配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務 を行う場所ごとに①の者を1名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導 教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人 数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1名以上、そ の他の警備員は、③の者も認める。

注1:特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路 法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止す るために必要と認めるもの(注3)において行うものをいう。

- 注2:交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習 を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。
- 注3:都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、 香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

(平成18年12月1日告示、平成19年6月1日施行の内、高松市に関係する路線)国道(4路線)…国道11号、国道32号、国道193号、国道377号、

県道(2路線)…県道高松王越坂出線、県道塩江屋島西線

- 16 安全教育(訓練)に関する講習会等については、履行期間が1ヵ月以上の場合は、月1回(半日)以上の頻度で、すべての作業員を対象に実施しなければならない。また、その内容を記入した記録表等を調査職員に提出するとともに業務日報にも記載しなければならない。
- 17 この仕様書に定めのない事項及び、設計図書に記載されていない事項等が生じた場合には、 直ちに関係する事項が確認できる資料を作成し、調査職員に報告の上その指示を受けなけれ ばならない。
- 18 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)⇒メールアドレス: naibu. tuho. shinsakai@nifty. com 書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。
  - ※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保 に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局ンプライアンス推進課所管)は、 契約監理課ホームページに掲載しています。
- 19 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること(5)以外は法定事項である。)。
  - 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の履行や業務の実施に当たっては、 就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間 の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。 ま た、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合にお いては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
  - 2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
  - 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

- 4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等 の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5) 本市発注の建設工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価(2省協定労務単価)に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い 加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民 健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を 遵守すること。
- 20 本委託の積算は、土木工事標準積算基準書(香川県土木部)及び公園・緑地の維持管理と積算(経済調査会)に準拠して行っています。

なお、高松市では、土木工事標準積算基準書(香川県土木部)に準拠する歩掛、建設機械 損料及び産廃処分費の年度改定を通常は、8月(適用単価年月日)に行っています。また、 実施単価及び市場単価の改定は、5月と11月に行い、変動単価(燃料油、鋼材等)の改定 は、毎月(4月、10月除く)行っています。

労務単価は、5月に改定されたもので積算を行っています。